

市貝町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

平成 30 年 3 月（中間見直し）

市貝町

目次

第1章 総論	1
第1節 計画策定の背景と目的	2
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の策定体制	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状	4
第1節 地域における子どもと家庭の状況	5
(1) 総人口と年少人口の推移	5
(2) 年少人口比率の比較	5
(3) 出生数の推移	6
(4) 合計特殊出生率の推移	6
(5) 児童人口の推移	7
(6) 保育所の状況	8
(7) 放課後児童健全育成事業の状況	9
(8) 子育て支援センターの利用状況	9
第2節 利用希望把握調査の概要	10
(1) 調査の種類	10
(2) 調査方法	10
(3) 調査期間	10
(4) 回収状況と回収率	10
(5) 調査結果	10
第3章 基本的な考え方	15
第1節 基本理念	16
第2節 基本目標	17
(1) 地域に必要なサービスの充実	17
(2) 町民参加による子育て支援	20
第3節 ライフステージに応じた課題の整理と支援	23
(1) 誕生（出産）	25
(2) 乳幼児期	25
(3) 小学生	25
(4) 中学生	25
(5) 進学・自立	25
(6) 結婚・妊娠	26
第4章 子ども・子育て支援事業計画	27

第1節 教育・保育に関する計画	28
(1) 区域	28
(2) 保育の必要性の認定について	28
(3) 教育・保育に関する量の見込み及び確保内容	30
(4) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	31
(5) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策	31
(6) 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援に関する県との連携	31
第2節 地域子ども・子育て支援事業に関する計画	32
(1) 区域	32
(2) 事業一覧	32
(3) 利用者支援に関する事業	33
(4) 時間外保育事業（延長保育）	34
(5) 子育て短期支援事業	35
(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	36
(7) 一時預かり事業	37
(8) 病児・病後児保育事業	38
(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	39
(10) ファミリーサポートセンター事業	40
(11) 妊婦健康診査	40
(12) 乳児家庭全戸訪問事業	41
(13) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	42
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	42
(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	42
第3節 母子保健医療対策の充実	43
(1) 妊娠期からの健康の確保と知識の普及啓発	43
(2) 乳幼児健康診査・療育相談体制の充実	43
(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	44
(4) マタニティ講座（ママパパ学級）の充実	44
(1) 食に関する学習機会の充実	44
(1) 性に関する正しい知識の普及	45
(2) 思春期相談・教育体制の充実	45
(3) 性感染症の学習の充実	45
(1) 小児医療の充実	46
(2) 周産期医療体制の充実	46
(1) 不妊治療に対する支援	47
資 料 編	48

第 1 章 総論

第1節 計画策定の背景と目的

市貝町子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項の規定に基づき定めるものです。

市貝町では、平成22年3月に「市貝町次世代育成支援対策行動計画」を作成し、様々な子育て支援施策及びサービスを展開してきました。

平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」が成立し、平成27年度より「子ども・子育て支援制度」が施行されます。「子ども・子育て関連三法」は、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）」で構成され、子育て支援サービス等の利用状況、今後の利用希望などに関する町民のニーズを調査し、幼児教育、保育や子育て支援の充実を計画的に実施することが求められます。

また、本計画と同時に、福祉に関するニーズや施策を、地域・高齢・障害各領域に分断せずに総合的に取り扱うため、市貝町地域福祉総合計画を策定します。

以上を踏まえ、子ども・子育て支援新制度に沿った事業内容を盛り込み、また同時に策定する市貝町地域福祉総合計画との整合性を図りながら、子どもに関する施策を総合的に展開するため、市貝町子ども・子育て支援事業計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

- (1) 町の全体計画である「市貝町地域福祉総合計画」を上位計画として、その補助計画とします。
- (2) 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」です。
- (3) 次世代育成支援対策推進法第8条1項に基づく市町村が定める行動計画を含んでいます。
- (4) 児童福祉法第56条の8第1項に基づく、市町村が定める保育計画を含んでいます。
- (5) 「母子保健計画の策定について」(平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知)に基づく区市町村が策定する母子保健計画を含みます。
- (6) 次の関連計画との整合性を図っています。
市貝町第5次振興計画、市貝町障害者福祉計画、市貝町高齢者総合保健福祉計画
栃木県子ども・子育て支援プラン

第3節 計画の期間

子ども・子育て支援法では、5ヶ年を1期とする事業計画を定めています。

一方、「市貝町地域福祉総合計画」は、平成27年度から平成32年度までの6ヶ年を基本として考えており、整合性を図っています。ただし、今後の施策の動向や社会経済上の変化等により必要に応じた見直しを行います。

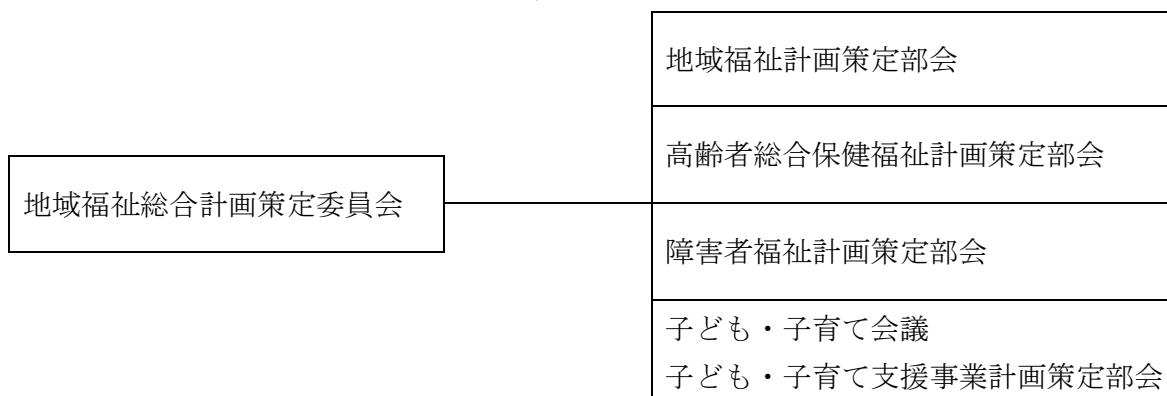
計画の名称	26	27	28	29	30	31	32
市貝町振興計画	第5次（後期）		第6次（前期）				
市貝町地域福祉総合計画		第1期（前期）			第1期（後期）		
市貝町高齢者総合保健福祉計画	第5期	第6期			第7期		
市貝町障害者福祉計画	第3期	第4期			第5期		
市貝町子ども・子育て支援事業計画	※1	第1期					第2期
地域福祉活動計画※2			第1期（予定）				

※1 平成26年度までは「市貝町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」に基づく

※2 地域福祉活動計画は、市貝町社会福祉協議会が策定予定

第4節 計画の策定体制

この計画は、学識経験者、各種団体の代表、社会福祉活動従事者及び公募委員で構成される全体的な組織である地域福祉総合計画策定委員会と、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置し、子育て当事者、子育て支援当事者、学識経験者等からなる「市貝町子ども・子育て会議」において審議検討を行いました。



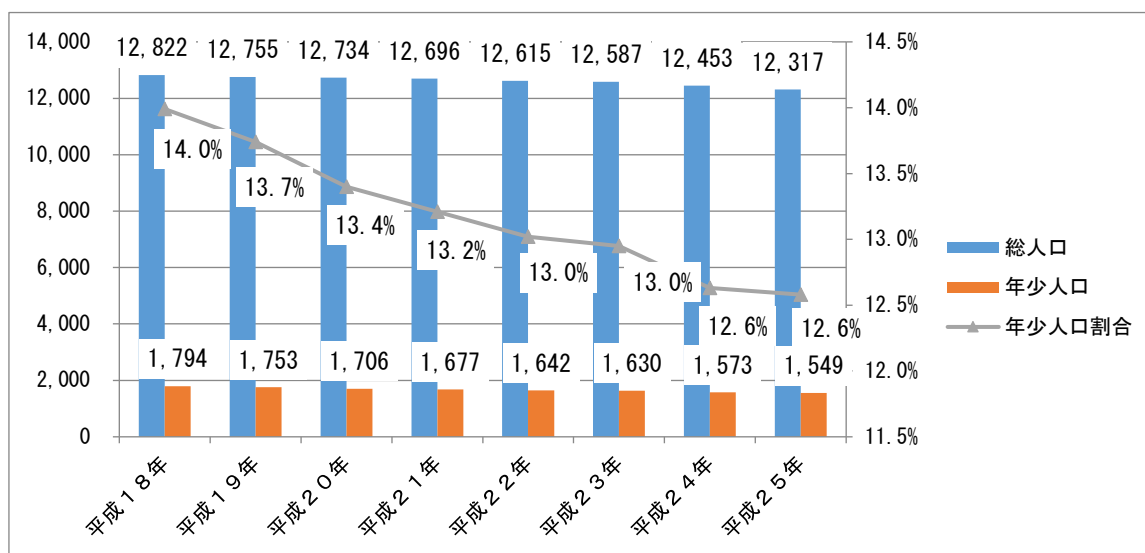
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

第1節 地域における子どもと家庭の状況

(1) 総人口と年少人口の推移

町の総人口は、平成7年から緩やかな減少傾向にあり、15歳未満の年少人口も平成7年を境に減少が続いています。

【総人口と年少人口の推移（各年10月1日現在）】

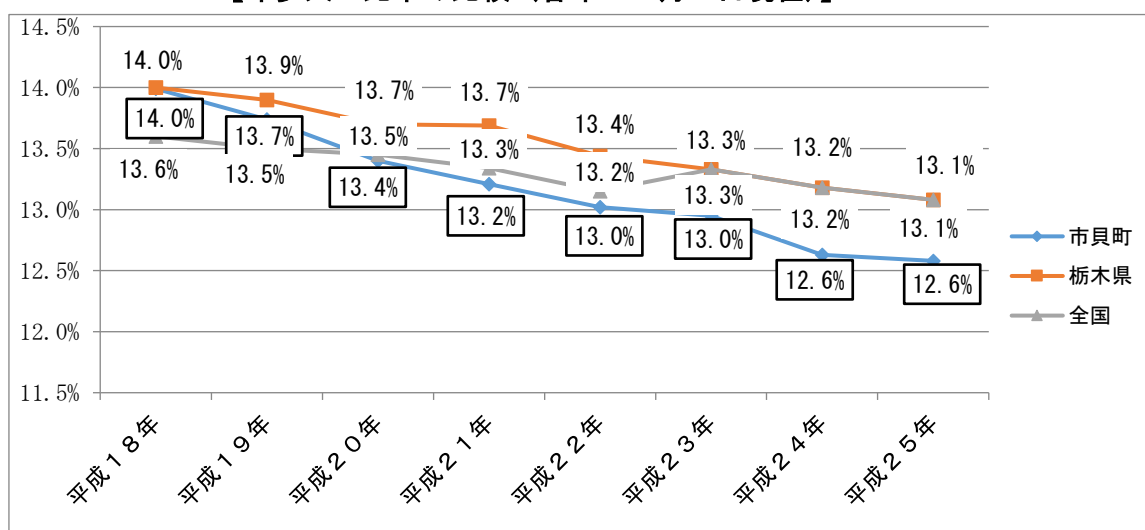


資料：国勢調査・住民基本台帳（外国人含む）

(2) 年少人口比率の比較

市貝町の15歳未満の子どもの人口（年少人口）は、全国及び栃木県と同様に昭和60年頃から減少に転じ、平成18年以降は栃木県を下回っています。

【年少人口比率の比較（各年10月1日現在）】



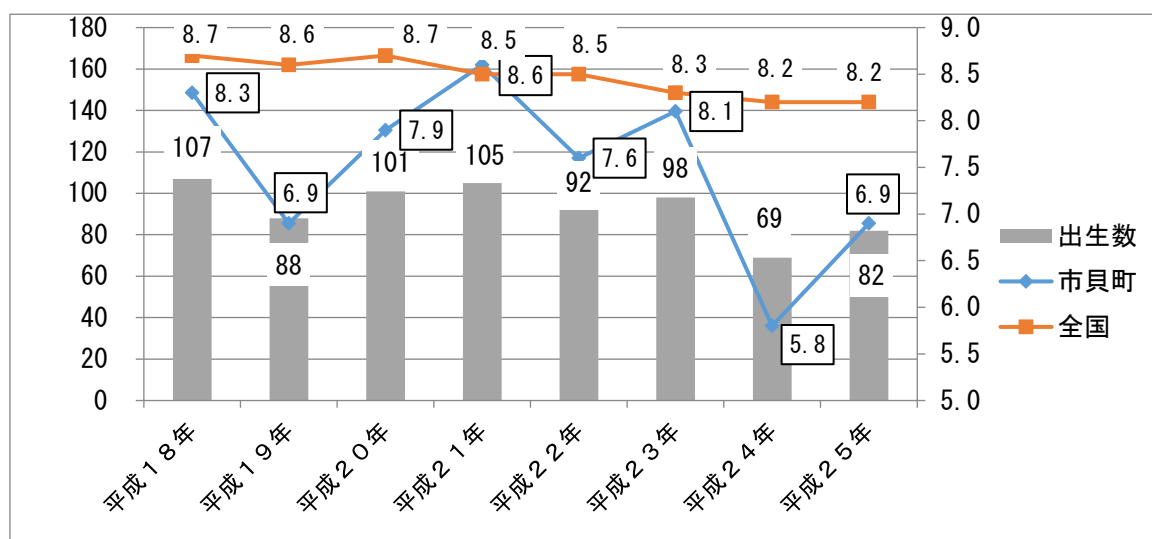
資料：国勢調査・栃木県毎月人口調査

(3) 出生数の推移

出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移していますが、平成22年度以降出生数は100名を下回っています。

出生率は平成21年度に全国を0.1ポイント上回りましたが、それ以外の年度は全国よりも低い値となっています。

【出生数の推移】

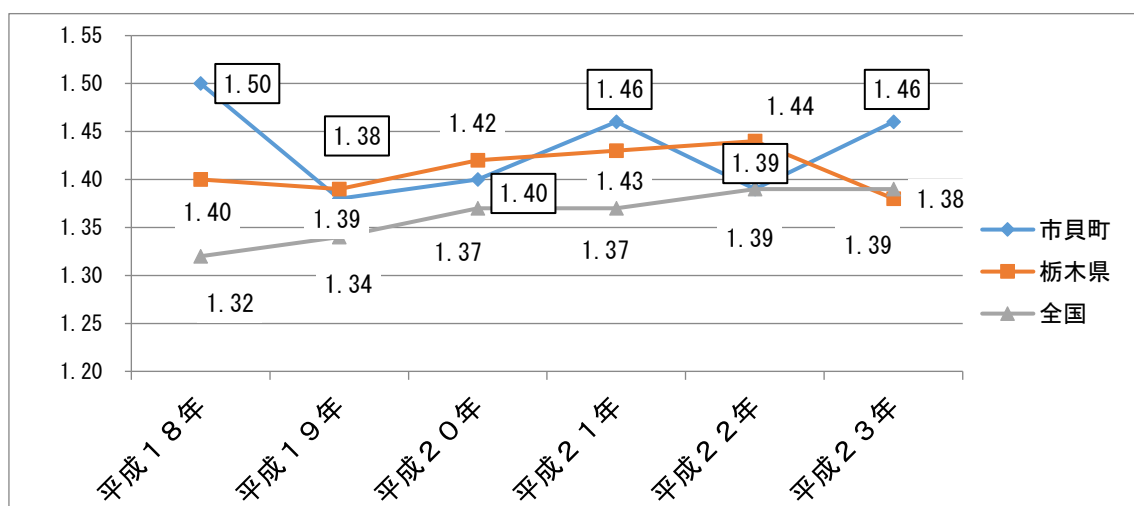


資料：栃木県保健統計年報 ※出生率＝年間出生数÷総人口×1000（人口千人当たり）

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、年度によって高低の差があり変動しながら推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：人口動態統計

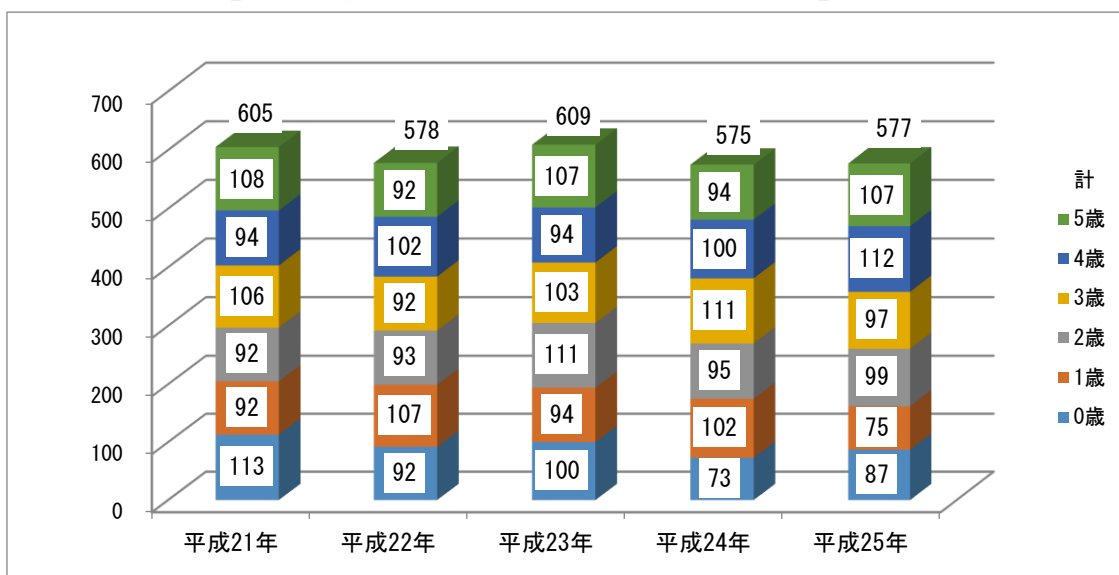
※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

(5) 児童人口の推移

① 0～5歳人口の推移

0歳から6歳人口の推移をみると、平成21年では605人であった児童数は増減を繰り返しながら、平成25年では577人となり28人減少しています。

【0～5歳人口の推移（各年10月1日現在）】

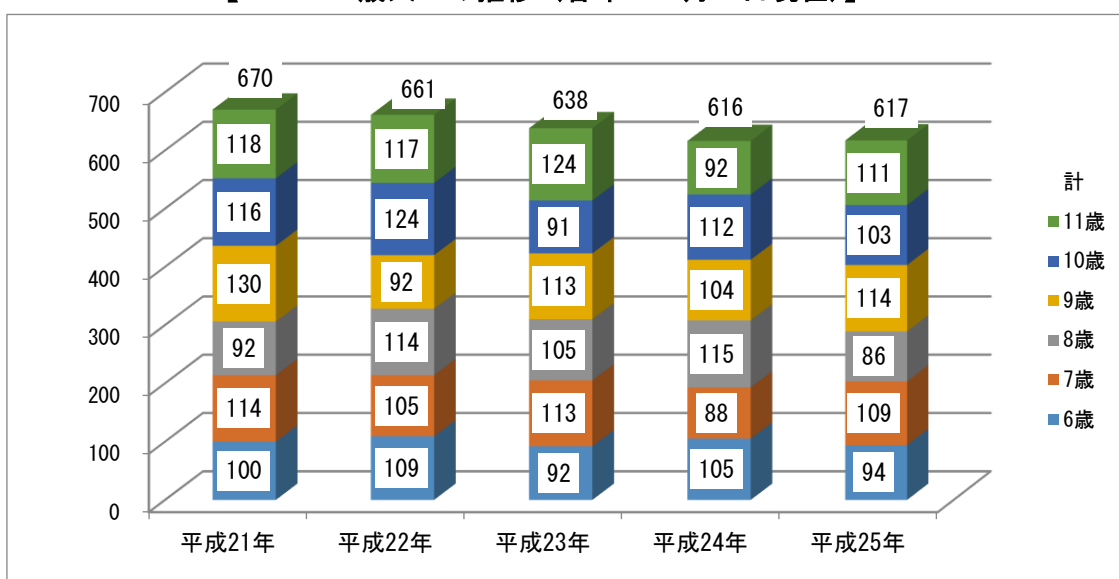


資料：栃木県毎月人口調査（年齢別人口調査結果）

② 6～11歳人口の推移

6歳から11歳までの人口の推移をみると、平成21年では670人であった児童数は平成25年では617人まで減少しています。

【6～11歳人口の推移（各年10月1日現在）】



資料：栃木県毎月人口調査（年齢別人口調査結果）

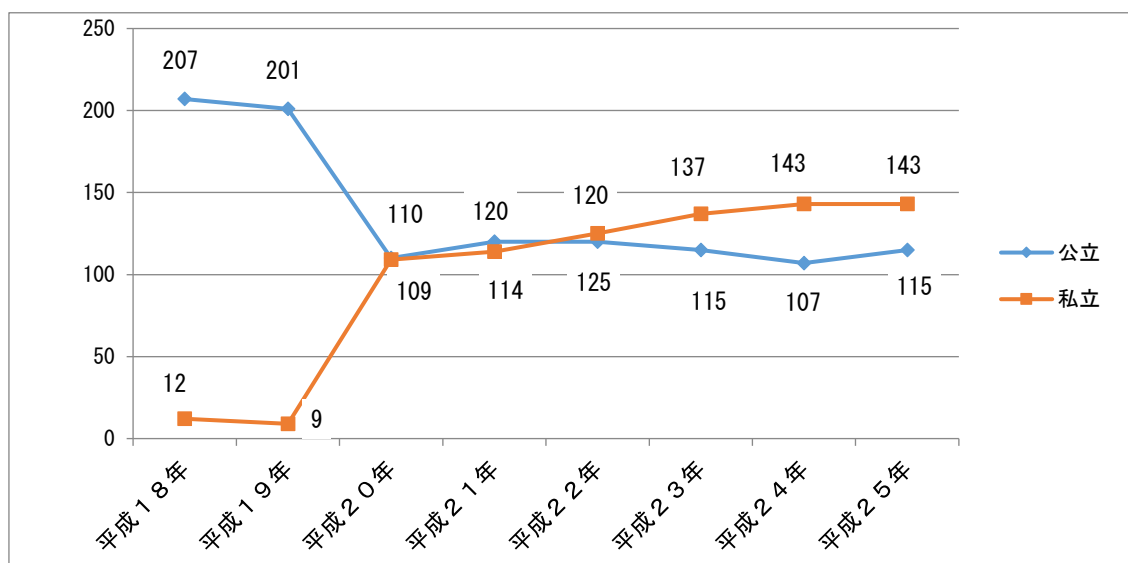
(6) 保育所の状況

① 保育所（園）の利用児童数の推移

保育所（園）の利用児童数をみると、平成25年4月1日現在258人の児童が町内及び町外の保育所（園）を利用しています。

児童数は減少しているものの利用数は毎年増加しており、低年齢児から保育所（園）を利用する傾向が高くなっています。

【保育所（園）の利用児童数の推移（各年4月1日現在）】



※1 平成20年4月 赤羽保育所民営化 ※2 平成22年4月 かみねの森保育園認可

② 保育所（園）の特別保育の現状

町には、公立保育所が2か所、私立保育園が2か所ありますが、多様なニーズに対応するため、各保育所（園）において特別保育を実施しています。

【保育所（園）の特別保育の現状（平成26年4月1日現在）】

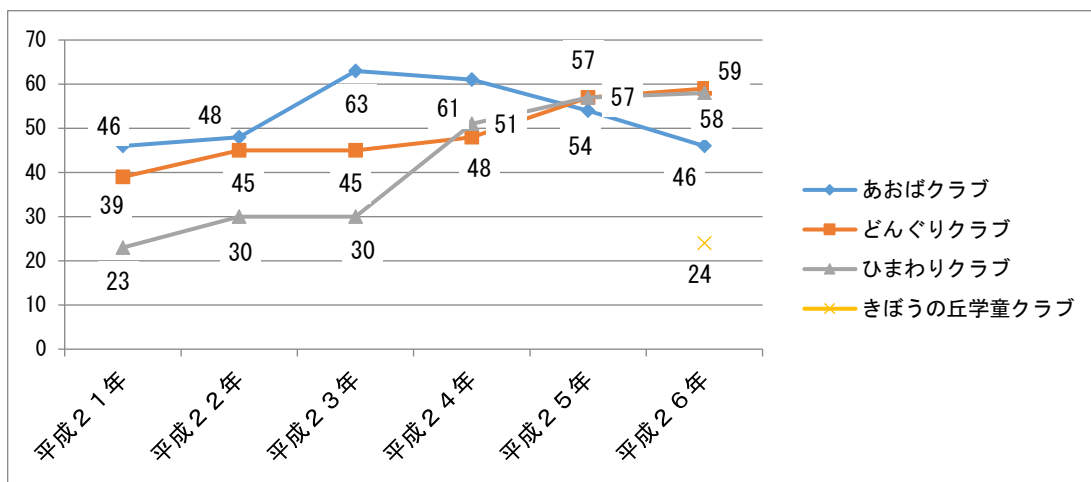
番号	種別	施設名	定員	保育サービスの状況						
				入所月齢	障害児保育	病児保育	延長保育	休日保育	夜間保育	一時保育
1	公	市塙保育所	80	6か月	●		●			●
2	公	杉山保育所	60	6か月	●		●			
3	私	赤羽保育園	100	2か月	●		●	●		●
4	私	かみねの森保育園	60	2か月	●		●			●

(7) 放課後児童健全育成事業の状況

放課後児童健全育成事業とは、日中保護者が家庭にいない児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

本町ではこれまで3か所で学童保育を行ってきましたが、平成22年度から対象児童を小学校6年生までに拡大したほか、平成26年度からは小貝小学校の児童を対象としたきぼうの丘学童クラブを開設しました。

【学童保育の利用児童数の推移（各年4月1日現在）】

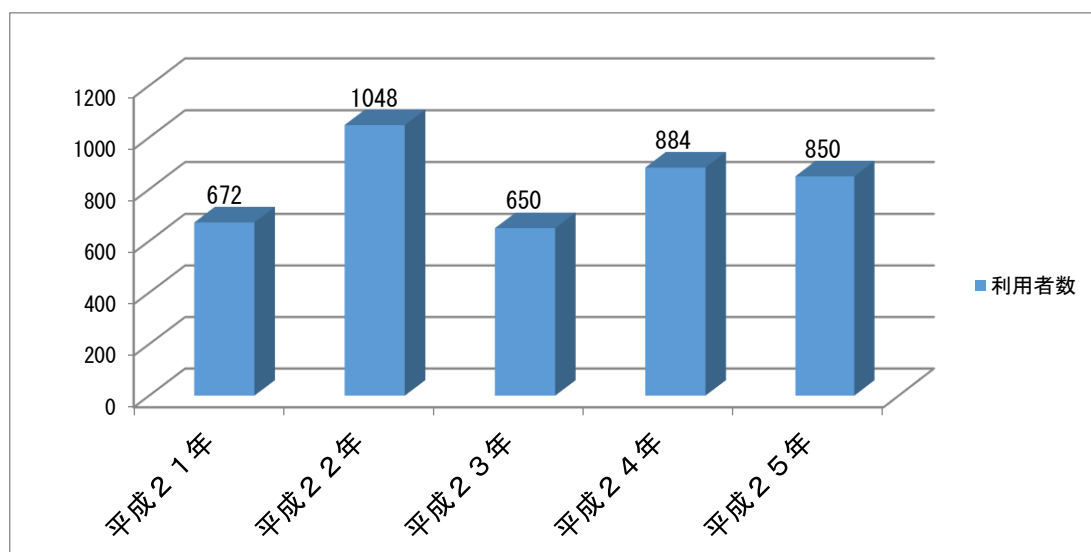


(8) 子育て支援センターの利用状況

子育て中の母親などが、気軽に集まって仲間づくりをしたり、育児不安について相談する場として、市塙保育所内に地域子育て支援センターこあらぐみを開設しています。

子育て不安などに対応するため、相談、情報提供、各種講座などを行うとともに、関係機関と連携し、適切なサービスにつなげていきます。

【子育て支援センターの利用者数の推移】



第2節 利用希望把握調査の概要

(1) 調査の種類

町子ども・子育て支援事業計画の策定に資するため、教育・保育および地域の子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行いました。

(2) 調査方法

町内に住む未就学児童を持つ保護者456人を対象に、保育所（園）・幼稚園等施設に入所している児童については施設を通して、また、施設に通っていない児童については、郵送により配布・回収を行いました。なお、未就学児童が複数いる場合には、未就学児童のうち最大年長の者を調査対象としました。

(3) 調査期間

調査を実施したのは、平成25年11月15日から、同25年11月28日までの2週間です。

(4) 回収状況と回収率

配布した456人のうち、回収できたのは346人で、回収率は75.9%でした。回答者数の最も多かったのは、子どもの数が一番多い赤羽地区で160人（46.2%）であり、次いで市塙地区74人（21.4%）でした。

(5) 調査結果

調査は実施状況から子育てに対する困りごとまで34問にわたって伺いました。回答方法は複数の選択肢の中から1つ、もしくは複数個選ぶ方式としました。

以下、重要な項目ごとについて、取りまとめた結果をご紹介します。

①子育てを巡る家庭の状況について

問6では「子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか」との問いに対し「父母ともに」が50.2%、次いで「主に母親」47.1%と、家庭での子育ては両親が主力であることが分かりました。

問5で「子どもをみてもらえる親族・知人はいますか」との問いには「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と答えたのは39.9%あり、また「緊急時若しくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と答えたのは、過半数を超える55.5%であり、祖父母

等の親族等にみてもらえるケースは75.4%に達しました。祖父母が育児を強力にサポートしていることが分かりました。核家族率の高い都市部と比べ、子育て環境へのインフォーマルなサポートが充実した傾向にあると言えます。一方、祖父母等のインフォーマルなサポートがない家庭は、より子育て支援等のニーズが高くあるとも考えられます。

②保護者の就労状況について

まず、母親についてみると、(問12(1))「フルタイムで就業している」が35.0%で、フルタイムではない「パート・アルバイト等で就労している」は28.6%であり、これらを合わせて働いている母親は63.6%でした。「国民生活基礎調査の概況」(2013年度版)にある調査結果によると末子が児童の世帯のうち、6割強の母親が働いているということであり、市貝町においても同様の傾向にあることが分かりました。

国民生活基礎調査によると、2001年と比べこの12年の間に0歳児から17歳までの子どもを持つ母親の各層で7～16ポイントの増加がみられました。

増加率でみてみると、末子の年齢が小さいほど伸び率が大きく、0歳児では45%の増加がみられるとともに、その後は子どもの年齢が上がるにつれて、働く母親の数が増加しています。ちなみに15～17歳の子供を持つ母親の有職率は14%の増加でした。

この背景には、先にみた祖父母や、施設、父親などが育児をサポートしてくれていることが考えられます。しかし同時に、女性の社会進出に対する意識の変化に加え、子どもを持つ家庭における経済面での生活の厳しさなどが背景にあるものと推察します。なお、女性の就業率のアップは、正社員ではなく、非正規社員の増加が大きく寄与している点に注意が必要です。

今回の分析だけでは不十分な部分もあり、今後、末子の年齢階級別にみた有職の母親の割合など、詳細な検証を進めます。

③子育て支援サービスの利用状況について

問15において、定期的な教育・保育事業の利用について伺いました。利用しているサービスで多いものは、「認可保育所」(60.7%)、「幼稚園」(37.9%)、そして幼稚園の「預かり保育」が10.5%の順となっていました。町内には、公立の市塙保育所、杉山保育所のほか、私立の赤羽保育園、かみねの森保育園の4つの認可保育所と、私立の市貝たいよう幼稚園を含め合わせて5つの教育・保育事業が展開されています。これらのサービス量を反映した数値となっていました。

利用している理由(問15-4)を複数回答で伺ったところ、「現在就労している」(71.6%)が最も多い回答でした。次いで、子どもの教育目的である「子どもの教育や発達のため」(67.0%)が続いていました。一方、利用しない理由(問15-5)としては「利用する必要がない」(62.7%)、「まだ小さいため」(55.9%)となっており、現状では、特に子どもが幼稚園に入園する年齢に達しないうちは、教育・保育施設に預けない傾向がみられます。

利用状況(問15-2)をみると、一週あたり平均で5.1日、1日あたり同8.0時間

でした。一方、利用の希望については、1週あたりの利用希望は現在の利用状況と変わりませんでした。1日あたりでは8.4時間であり現状より平均して0.4時間長くみてほしいというニーズがあることがわかりました。なお、これは祖父母等のインフォーマルなサポートの弱い南部地区で顕著な傾向でした。

また、定期的に利用したいと考える事業（問16）は、認可保育所が57.2%と最も多く、次いで幼稚園44.5%、幼稚園の預かり保育が24.3%の順となっており、保育サービスの需要が高くなっています。

市貝町では、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行うために、市塙保育所内において地域子育て支援拠点事業を実施しています。問17で利用状況を伺ったところ、「利用していない」が89.9%と9割を占めました。あわせて今後の利用希望についても聞きましたが、利用したいとは思わない方が63.3%にのぼることが明らかとなりました。それでは、この事業が実施されていることについて、どれくらいの認知があるのかについて問19で何うと、「乳幼児健康診断相談事業」や「子育てサロン」「妊産婦健康診断」については8割以上の方が知っていましたが、「子育て支援センターこあらぐみ」については54.9%の方が知らないとしており、また「家庭教育学級に関する学級・講座」及び「こんにちは赤ちゃん事業」、「マタニティ講座」などについては、認知度が半分を下回っていました。このことは、今後の課題を示唆しており、保育所（園）や幼稚園などで実施されている定期的な教育・保育事業を利用していない人（問15）が全体の17.1%いる中で、しかも利用しない理由（問15-5）として「子どもがまだ小さいため」と答えている方が利用していない人のうち55.9%を占めている実態を考えると、もちろん祖父母や友人・知人がサポートしてくれていることも考慮すべきではありますが、育児による孤立感や育児不安にある保護者に対し、情報提供を含めて専門的で十分なサポート体制を構築する必要があると考えます。

さらに、休日や病後などに使われる地域の総合的な育児支援サービスについて聞いたところ、まず、土曜日の教育・保育事業の利用希望（問20（1））では、「月に1～2回は利用したい」が24.9%であり、日曜・祝日については、同じ回答が15.6%ありました。

問21では、夏休みなど長期休暇中の利用について幼稚園利用者に伺いましたが、「週に数日利用したい」の41.7%を筆頭に、「ほぼ毎日利用したい」31.5%、「利用する必要はない」25.7%の順となっており、利用したい方は7割を超えました。病児・病後児のための保育施設等の利用希望（問22-2）については、「利用したい」と答えた方は、43.0%にのぼっています。今後、十分な検討が必要です。

この他、問23において、一時預かりなどの不定期な教育・保育サービスの利用状況について聞いたところ、「幼稚園の預かり保育」では8.7%、「一時預かり」においては2.6%の方が利用していることがわかりました。利用していない理由（問23-1）としては、「利用料が高い」と「利用料がわからない」がともに11.2%あり、「利用方法がわからない」とした方は10.8%あり、先の地域子育て支援拠点事業と同じく、情報の提供に課題があることがうかがえます。今後の利用については（問24）、「利用したい」とした方が32.1%あり、年間の利用希望日数は平均で10.6日、子どもの預け先の事業形態については

（問２４－１）「大規模施設で子どもを保育する事業」とした方が７４．８％にのぼり、これから不定期の教育・保育事業を整備していく場合には示唆的な回答となっています。国のさまざまな調査でも明らかにされていることですが、先にみたように両親の就業率が高まるとともに、不定期の就労や派遣、休日や夜間の就労などにより就労形態がますます多様化していきます。その一方で、祖父母や友人・知人などがインフォーマルなサポートが得にくくなっているのが実情です。事前に事態が想定できる場合はよいとしても、病気や急な出張など緊急時に保育の受け皿が無いことは、子育てを困難にってしまう一因となることは言うまでもないことです。民間の調査での母親のニーズで高いものは病児への対応と、不定期就労に対応した保育サービスでした（ＵＦＪ総合研究所「子育て支援等に関する調査研究報告書」）。今後、必要量はさらに増加していくことが予想されます。

最後に、小学校就学後の放課後の過ごし方についてもみてみましょう。

まず、低学年の児童が過ごす場所については（問２４）、「放課後児童クラブ」が４８．８％と最も多く、続いて「自宅」４７．７％、そして「習い事」が３６．０％の順でした。

高学年になると（問２７）、「自宅」が６０．５％で最上位を占め、次いで「習い事」５８．１％「放課後児童クラブ」が３７．２％と続いていました。小学生は高学年になるとクラブ活動に参加する児童の割合が多くなり、学童保育のサービスを辞める者が増えることの一因となっているようです。

職場における就労と子育てとの両立を支援する制度のうち、育児休業の取得状況について聞いたところ（問３０）、「取得した（取得中である）母親」は３１．５％であるのに対し、父親は１．７％に過ぎませんでした。取得しなかった理由について母親は、「退職した」が４２．６％にのぼり、このため父親は、配偶者が無職となり子育てをしているため取得する必要がなかったことなどから、３５．４％の方が「制度を利用する必要がなかった」と答えています。

調査結果からもわかるように、子育てのために母親の４割強の方が会社を退職していることから、職場において勤務制度の充実を図るとともに、男女がともに育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めることが喫緊の課題であると言えます。

ただし、少子化対策という大きな枠組みで考えた場合、仕事と保育の両立支援制度が充実すれば、女性の出産環境が整い、出生率が上がるという単純な構図では実際なさそうです。今回の調査ではあぶりだせませんでしたが、女性が出産を選択する際には、職場で育児休業があるからとか、保育所の預かり体制が充実しているからという理由の他に、配偶者（夫）や両親の支援が得られるからに加えて、仕事にやりがいを感じられるのか、あるいは子育て中心の生活やキャリア志向などの生き方自体が自分にふさわしいかというような、ライフコースの選択なども少なからず決定を左右する要因となっているものと思われます。したがって、就労だけにこだわらない多様な育児支援が必要であると考えます。

④子育てに関する困りごとなどについて

市貝町の子育て環境や支援についての満足度を聞いてみました（問３１）。

満足度３を中位として、２、１と数字が下がるのに従い満足度は下がるのに対し、４、

5と数字が上がるにつれて満足度が高まるとした場合、最も多かったのは「3」の33.7%であり、次いで「2」の33.2%、「1」が15.7%、「4」が10.4%、「5」は、1.2%の順となっていました。「3」を中心に、満足度の低い「1」と「2」を合わせて48.9%あり、「4」と「5」を合わせたものより4倍近く高いということに注意を要します。

また、(問32)で、子育てについて日頃悩んでいることについて伺いましたが、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが31.8%で最も多く、次いで「子育てで出費がかさむこと」が29.8%、「子どもとの時間を十分取れていないこと」が24.3%などとなっていました。

最後に、自由筆記で子育て環境や子育て支援について意見を伺いましたので、いくつか取り上げて検証してみたいと思います。

自由意見の中心は、現行の子育て支援サービスに対する不満もありましたが、要望も多くみられました。要望の中で最も多かったのは、「子どもたちが安全・安心に遊べる遊具のある公園の設置」でした。親と子どもが安心してくつろげる広場を求める声は、10年前の町振興計画づくりの際のニーズ調査でも多く寄せられましたが、世代が変わっても同様でした。

また、「こども医療費の現物給付の年齢上限を引き上げて欲しい」という要望も目立ちました。中学3年生まで窓口負担がなく、必要に応じて金銭的負担を感じずに、医療サービスを受けられることが安心につながるというものでした。また、「町がどのような子育て支援をしているのかあまり伝わってこない」「引っ越してきたが、どこで何をやっているのか分からない」、「子どものいる家庭にきちんと説明して欲しい」などの意見が出されていました。

学童保育については、「指導者を充実して欲しい」、「小学校の中にあると安心」、「祝日もお願いしたい」などの要望があげられていました。

近隣には土・日、祝日も出勤の大きな企業があることから、特別保育を充実して欲しいとの要望も寄せられています。この他、遠距離通学や登下校の安全を確保するために、スクールバスの運行や防犯灯の設置を求める声もありました。

第 3 章 基本的な考え方

第1節 基本理念

○子育てにやさしいまち いちかい

市貝町は、渡り鷹と言われる、絶滅危惧種Ⅱ類の猛きん類「サシバ（差羽）」の世界的な営巣地となっています。サシバは、毎年9月ごろにインドシナ半島やフィリピンなど、南の国で越冬し、桜の花が咲く頃に、再び約3千kmを渡って市貝町にやってきます。一つがいで2・3羽を育てますが、オオタカやカラスなどの外敵はたくさんいます。サシバの子育てを温く見守っているのが地域の住民です。子どもたちは学校ぐるみで、大人はエサを巣に懸命に運ぶ親鳥の姿を遠くから見守っています。

同じように、子育てする若い母親や父親を地域で、町で支えなければならないと思います。子育ての経験や知識のない若い母親が障害のある子や病気がちの子を抱えて孤立しているかもしれません。また、核家族化などにより、家族や周囲の協力を得られず、母親独りで子育てを担って疲れ果ててしまうケースも多々あると言われています。

地域みんなで子育て家庭を支え合い、孤立しない子育てを応援します。

○子どもがたくましく育つまち いちかい

サシバは、6月ごろ卵から幼鳥になりますが、わずか3ヶ月で飛ぶことを覚え、自分でエサを取れるまでに成長します。

幼鳥を育てる親鳥の姿には厳しさが見られますが、いつも寄り添い、教育的に指導する態度には、感動を覚えます。

サシバは子育ての中でたくさんエサを消費します。市貝町には、カエルやヘビや昆虫を支える多様な生態系と、これを支える安全な土や水がそろっています。さらに、サシバの餌場となる水田から里山にかけてのゆるやかな傾斜地をせっせと刈り込む農家があります。里山は、地域の人々によって大切に整備されてきています。この風景は「日本一」美しい里地・里山だと称賛されてきました。

このような美しく豊かな自然の中で、のびのびとたくましく育つ子どもの姿を支援します。

○子どもと家庭、地域が共に育つまち いちかい

サシバが市貝町を子育ての地として選ぶのには理由があります。私たちの先人たちが、農薬等の散布をひかえ、林の下草を刈り込み、田畑の畦を整えるなど、営々と里地・里山を整備してきたからで、サシバは谷津田の懷に抱かれ、安心して子育てに専念することが出来ます。

子育て中心に回らない家庭は、子どもが生きにくい家庭です。また、子育てしにくい地域は子どもが育ちにくい地域です。町が整備される中で、子どもが遊ぶ場所が少なくなっています。車輛優先で造られた道路は、子どもにとって危険な道となっています。子どもを中心に、あるいは子どもの目線で、子どもの参加を得て町づくりがなされていないからです。整っていない道路や設備を嘆くよりも、地域にしかないものに焦点をあて伸ばしていきたいものです。子育てを通して、母親育ち、父親育ち、さらには地域育ちを目指します。

○子育てを中心に地域がつながるまち いちかい

サンバが南の国に渡るときは、生まれて3ヶ月足らずで約3千kmを渡ることになる幼鳥を真ん中に入れて、成鳥が守るように固まって飛んでいくと言われています。沖縄の伊良部島で休むときは、地上を徘徊する外敵から幼鳥を守るために、木の上の方に幼鳥を休ませ、下には成鳥が止まるというように、幼鳥中心の渡りが展開されています。

高齢社会といわれる中で、町には元気なお年寄りがたくさんいます。心を育てる保育が叫ばれる昨今、戦争体験をはじめ、戦後の食料難など、様々な経験や知恵のある高齢者と子どもが交流することには大変な意義があります。障害のある同じ世代の子どもや大人と接することを通じて、優しい思いやりのある心が育ちます。何よりも、子どもたちが、自分は地域において大切にされているのだという認識、自己肯定感を持つことは、今後の健全な成長にとって極めて重要なことです。

さまざまな年齢や個性を持つ住民が地域の子育てに参加できるよう、子どもたちを中心とした地域のつながりを大切にします。

第2節 基本目標

(1) 地域に必要なサービスの充実

①幼児教育・保育の充実

本町の幼児教育・保育の現状については、地域の実情に応じた保育並びに子育て支援が実施されており、肯定的な評価ができます。現在提供している保育サービスとして、延長保育、一時預かり保育、休日保育、土曜保育等があり、特に一時預かり保育の料金に関しては他の自治体と比較して低い料金を設定しています。

子育て家庭の需要に対する保育サービスの充足、量的な整備は一定のレベルに到達していると考えられます。

そのうえで今後の課題として、保育を質的に高めていくことがあげられます。特に、保育の中核をなす人材をどのように確保するかという点は大きな課題となっています。乳幼児期は人格形成において最も大事な時期であり、子どもたちと日々接する保育士及び幼稚園教諭には一人ひとりの発達に対応した保育サービスが求められます。保育士の処遇改善への財政的な支援、保育士の資質向上を検討し、優秀な人材の確保ときめ細やかな教育・保育サービスの提供に努めます。

全体の方向性として、現在提供している教育・保育サービス資源を最大限に活かしながらも、新たなニーズに柔軟に対応する基盤の整備に重点を置きます。従来の「保育に欠ける」場合以外にも保育所使用を可能にすることや、通勤経路上の保育所を利用できるようにするなど、柔軟な対応を検討したいと考えています。

②子育て支援の充実

子どもは地域の中で育ち、地域もまた子どもとともに育つものです。地域で子どもを育てるという視点を持ち、子どもたちの未来を見据えた子育てができるよう、地域全体で子育て家庭をサポートする体制を整備します。多様なスタイルでの子育てや、さまざまな課題を抱える中での子育てなど、地域の多様な子育てを包括し、支援を行うことが重要です。

昨今、大きな問題となっている児童虐待への対応のみならず、ひとり親家庭での子育て支援、非行・引きこもり、障害を持つ子どもの家庭への子育て支援など、具体的な支援を行い、さまざまな子育ての課題に対応します。

以上の目標を達成するためには、以下のような具体的課題があげられます。

○相談できる場所・遊び場の確保

子育てに関して気軽に相談できる場所がないことが課題としてあげられます。また、親子で集まれる場所や、子どもを連れて行ける場所が少なく、遊び場が不足しています。

子育ての不安や悩みの軽減・解消のために地域を拠点とした相談の場や遊び場の確保が求められています。

○職員の増員と設備整備の必要性

学校の課題としては、学校設備だけでなく学習を補助する支援者不足の現状があげられ、総合的な環境面の整備が必要であると考えられます。

保育・教育サービスの中で培ってきた子ども自身の「生きる力」を更に育んでいくためにも、設備の充実はもちろんのこと、学齢期の児童の成長に応じた支援者の配置と人材の資質向上に努める必要があります。

○特別なニーズをもつ子ども家庭への支援

多様化する子育てニーズの対応において、特別なニーズを持つ子どもの家庭への支援の充実は必要不可欠です。発達障害を含めた障害を持つ子どもへの早期支援制度の整備、妊娠期から出産後に至るまでの継続した子育て支援や情報提供による子どもへの虐待予防の取り組みなどが支援策としてあげられます。

さらに、不妊の問題を抱えている家庭に対する支援や情報提供も今後の課題となっており、妊娠・出産における初期の段階からのサポート体制を整備することが重要であると考えます。

○子どもの貧困対策

子どもの貧困率は1990年代半ば頃から上昇傾向にあり、平成25年の国民生活基礎調査では子どもの貧困率は16.3%となっており、子どもの6人に1人が貧困状態にあるという結果が出ています。特に、ひとり親家庭の子どもの貧困率は54.6%にのぼり、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

このようなことから、子どもの貧困対策は喫緊の課題となっており、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することが必要です。

○情報発信の課題

町が実施しようとする子育て支援の情報が、支援の対象者である子育て家庭にうまく伝達されず、子育て家庭が支援の状況やサービス内容を十分に把握できていない可能性が現状として指摘されます。また、教育、保育、子育て支援、認定こども園への移行などについての、町の方針を発信していくことが今後の課題としてあげられます。

子育て家庭のニーズが町の実施する子育て支援サービスと結びつくよう、積極的に情報を発信する必要があります。

こうした課題をふまえ、以下の方向性を示します。

○子育て不安の解消

気軽に子育てを相談できる場がないという課題に対して、保健福祉センターでの健診を活用した子育て支援などを行い、相談のきっかけづくりを行います。また、マタニティ講座の充実を図り、妊娠期からのつながりを持った支援を実施します。

相談や支援につながりにくい保護者の方へは、継続した訪問やアウトリーチを行い、孤立防止に努めます。妊娠から出産後の子育てまで、子育て家庭が気軽に子育て相談ができる支援体制づくりに重点を置きます。

○親と子の居場所づくり

初めて出産を迎える女性、子育て中の保護者、祖父母等近親者のサポートがない世帯、障害児を持つ保護者が気軽に集え、不安や悩みを話し合い、相談できる居場所を公共施設のみならず、身近な地域に作ることは非常に重要です。

地域における居場所づくりでは、近隣者を中心に地域の住民の横のつながりを強固にしていくとともに、地域に新しく転入したばかりの子育て家庭に対しても焦点を当てる必要があります。近隣住民が寄り添い、励まし合い、子育て家庭とのコミュニケーションが日常の中でとれるように努め、優しく包み込みサポートすることで、地域に溶け込めずに子育て家庭が孤立することがないように予防につなげていきます。

○妊婦・子育て家庭への給付及び支援

親の就労状況や経済的状況によって、子育て・保育及び教育の機会が損なわれることがないように、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。具体的には妊婦健診の負担軽減、出産準備手当の給付、子どもの医療費の現物給付の年齢制限の引き上げなど、妊婦および子育て家庭への経済的給付を充実します。

また、経済的支援を必要とする世帯に対して教育に関する費用の援助を行うほか、保護者

の経済状況による子どもの学習機会の格差を解消するため、学習支援事業にも取り組みます。

ひとり親家庭等に対しては経済的な支援に加え、資格取得や就業支援・職業紹介などの総合的な自立支援を推進します。

○相談支援体制の強化

子どもの貧困問題では、その家庭が複数の課題を抱えているケースも多くみられ、一つの部署や機関ではそのうちの一部にしか対応することができず、根本的な解決に至らないことがあります。関係機関との情報共有や連携の体制づくりを推進するとともに、総合相談支援センターにおいて包括的な相談支援に取り組みます。

○子育て支援事業のハード整備

子育て支援に関するハード面での整備については、施設の建築や改修に合わせた子育てサロンの設置を具体的に検討します。また、NPO法人や民間事業者等の活用も視野に入れて、独立した子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの設置についても積極的に検討します。

また、病児・病後児の保育を念頭に置く場合はもちろん、緊急時に利用できる医療機関の確保や医療機関についての情報提供を整備する必要があります。

○子育て施策の広報の充実

子育て支援に関する情報発信の課題をあげましたが、子育て支援施策や、親子に関わるイベント等についての情報を提供する体制について、充実・改善を求める声が実際に多く寄せられました。このような要望に応えるためには、出生届の提出の際に、子育て支援施策等の周知を窓口で行うほか、保育所や幼稚園、学校を通じて一時預かり保育、園の解放、児童相談に対する積極的な広報を行う必要があります。

また、子育て施策や親子を対象としたイベントなど、広報の充実を検討します。

(2) 町民参加による子育て支援

①地域環境を活用した子育て

○地域の文化・自然の活用

市貝町は関東平野と八溝山地の境界に位置し、優れた自然環境に恵まれています。なだらかな起伏を持つ里地里山は「日本一」といわれ、豊かな生態系は連綿と続く営為の中で育まれてきました。このような美しく豊かな自然生態系を乳幼児から学童、青年期に至るまでの保育・教育の教材として活用すべきだと考えます。

地域の豊かな自然環境を活用し、人間としての基盤形成のみならず、生きる力を自然の中で培っていきます。

○地域が一体となった子育て

少子化が切実な課題として位置づけられる中で、もはや子育ては保護者や一家庭の問題ではなく、地域のみならず町全体の解決すべき課題となってきました。子育て家庭の育児不安や悩み、さらには虐待に対して、町の住民が一体となって健全な子育て環境づくりに参加することが地域における子育て環境の基盤を作り出していくと考えられます。基盤に加えて住民を含めた地域の保育資源の有効活用を図りながら、横のつながりをより強固なものにつくり上げていくことが重要です。

子育ての不安や悩みは特別なことではなく、子どもを持った者なら誰でも一度は抱えるものです。地域で子育て家庭に寄り添えるような環境づくりを目指し、支えられた保護者が次の世代を支える側に回り、さらに今後保護者となる中学生や高校生のような若者が活動に参加するなど、地域における世代を越えた循環する子育て支援体制の仕組みを作ることが大切です。

○地域とのつながりづくり

地域とのつながりづくりのハード面の整備は、地域子育て支援の拠点となる児童館や子育てサロンなどを地域ごとに設置し、情報提供や相談、援助などが身近なところで行えるようにすることが大切です。

これらの拠点を核に、地区ごとに組織を立ち上げ、子どもやその保護者の支援を目的としたネットワークを形成することは重要なことです。親と子、地域の住民が支え合い、学び合う形は、子育て支援に限らず、お年寄りを含めた安心で安全な地域づくりへと結実していくものと考えます。

②世代間交流と地域の子育て文化づくり

○地域の子育て文化づくり

地域全体で子どもたちを見守ることは、幅広い年齢の大人が見守りを通して子どもたちと関わることであります。地域に暮らす身近な存在との交流から子どもたちは多くのことを学び、そして自らの価値観や経験を獲得していくことでしょう。

今後親世代となる中学生や高校生が実践的な子育ての知識や情報を獲得できるよう、乳幼児とふれあう育児体験等を通して、乳幼児に対する理解を深めるきっかけづくりを大切にしたいと考えています。

地域で見守られて育った子どもたちがやがて大人となり、自らの子育てを経て、ゆくゆくは見守る側へと推移していくような、地域の子育て文化づくりを目指していきます。

○高齢者による子育て支援の取り組み

また、日本は高齢社会であるといわれていますが、裏を返せば元気なお年寄りがたくさん地域で暮らしているということでもあります。このような高齢者の中には、社会的に貢献したいと思っている方が多いと言われており、豊かな経験や知識を持つ高齢者の存在が

次世代への地域の文化や歴史の継承に役立てられると考えます。

○地域での居場所づくり

地域福祉総合計画で位置づけている地域ぐるみで集える居場所の整備を推進することにより、多世代間の交流を活性化し、ふれあう機会を充実させていきます。住民同士が気軽に交流を深めることで、役割を担いお互いを支え合う意識を醸成し、地域文化の伝承や子育てに関する悩みを相談する場としての機能を果たせるよう支援を行います。

第3節 ライフステージに応じた課題の整理と支援

子どものライフステージをみると、①誕生（出産）から、②乳幼児期を経て、③小学生、④中学生となり、⑤進学・自立の時期を迎えます。そして、青年期となり、⑥結婚・妊娠等を経て、新しい命を生み出すという以下の図のようなサイクルを示すことができます。

それぞれの時期には、必要な支援があります。また、その時々提供する支援が、次のステージにつながり、子どもの人生の支援につながっています。

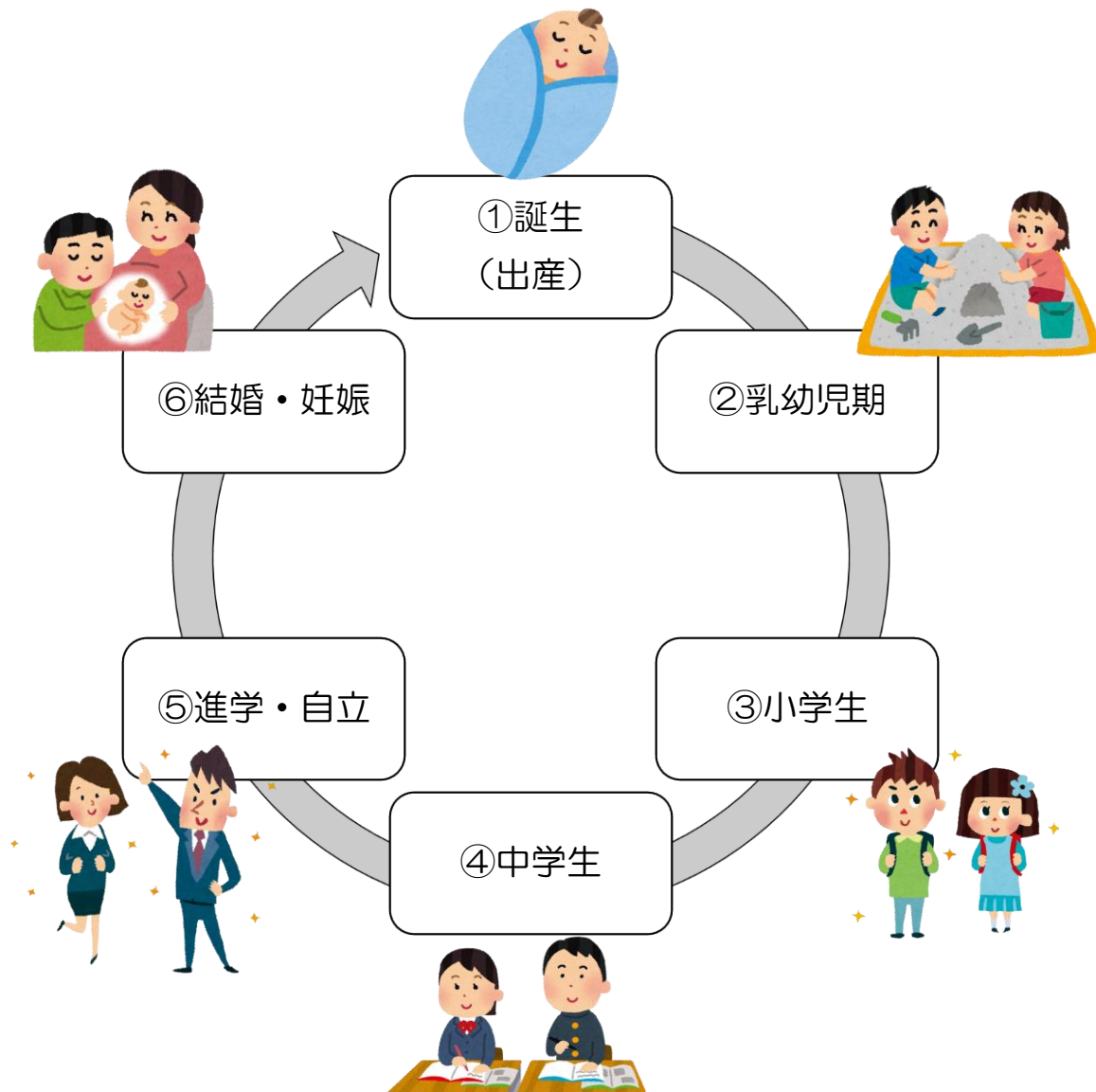
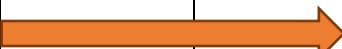


図1. 子どもの育ち、子育てのステージ

表1 ライフステージごとの支援・機関

	①誕生(出産)	②乳幼児期	③小学生	④中学生	⑤進学・自立	⑥結婚・妊娠
マタニティ講座						
妊婦健診費助成、出産準備手当						
保育所・認定こども園						
子育てサロン						
子育て支援センター						
子育て支援						
医療費の給付						
子育て費用の軽減無料化						
特別保育(一時預かり保育、休日保育、土曜保育等)						
延長保育						
教育、保育に関する給付						
学校						
児童館、学童保育、放課後児童健全育成事業						

それぞれの時期に行われている支援を整理すると、表 1 のように表すことができます。

(1) 誕生（出産）

誕生の時期には、母親や父親、養育者を対象とした、マタニティ講座や教室によって、子育ての方法などを伝えます。

また、妊婦健診費助成、出産準備手当、医療費の給付、子育て費用の軽減無料化などの経済的な支援も行われます。

誕生直後から、保育所や認定こども園での支援を受けることもあります。また、子育てサロンや子育て支援センターにおいて子育て支援が提供され、子育てに関する情報を伝えたり、家庭同士や支援者とのつながりづくりに役立っています。

(2) 乳幼児期

乳幼児期には、保育所・認定こども園や子育てサロン、子育て支援センターでさまざまなつながりづくりや支援を提供します。通常の保育だけでなく、一時預かり保育、延長保育、土曜保育等を実施しているほか、赤羽保育園では、休日保育も行っています。

また、子育て支援の情報などの提供にも努めています。

医療費の給付、子育て費用の軽減無料化、教育や保育に関する給付などの制度もあります。

(3) 小学生

小学生の時期には、教育においても遊びにおいても、行動範囲が大きく広がります。放課後には、放課後児童健全育成事業などで遊びや学習の機会を提供しています。

(4) 中学生

中学生の時期においては、自立へ向け、また地域の子どもたちのリーダーとしての活動が行われます。この時期から出産や育児についての学習や交流を深めることも重要であることから、命の誕生、命の尊厳について学ぶため、小中学生を対象とした思春期教育を実施しています。

(5) 進学・自立

進学・自立の時期には、高校や大学など学校とのつながりが強くなります。また、青年期を迎える準備の時期ともいえます。

（６） 結婚・妊娠

当町でも晩婚化が進むなか、結婚を望む人を支援することを目的に、後継者結婚相談員を委嘱し、婚姻率の増加に取り組んでいます。

出産に際しては、妊婦健診費助成、妊産婦医療費助成、出産準備手当などの経済的支援を行うとともに、両親学級（マタニティ講座）を実施することで参加者の交流を図り、仲間づくりを支援しています。また、生後４ヶ月までの全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業を行い、育児不安の解消や、子育てに関するサービス等の紹介を実施しています。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

(中間見直し)

第1節 教育・保育に関する計画

(1) 区域

子ども・子育て支援事業計画においては、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

現在の利用状況において、学区や行政区を越えた利用実態があり、区域内にバランスよく施設が配置されている現状から、教育・保育提供区域は、市貝町内を1区域として設定します。

なお、保育施設については、市貝町の地域ごとのニーズの推移を勘案し、計画的な施設整備を行っていきます。

(2) 保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保育者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号から3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なります。

■認定区分と提供施設

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園（教育）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園（保育）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園（保育） 小規模保育事業

認定基準

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

事 由	○就労（1 ヶ月 64 時間以上の就労） ○妊娠・出産 ○保護者の疾病・障害や同居親族の介護・看護 ○災害復旧 ○求職活動 ○就学 ○虐待やDVのおそれがあること ○育児休業取得時に、すでに保育を利用していること ○その他特に認める場合
保育時間	○保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間保育 1 日 11 時間までの利用で月平均 275 時間まで ○保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 1 日 8 時間までの利用で月平均 200 時間まで
優先すべき事情	○ひとり親家庭 ○生活保護世帯 ○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ○虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ○子どもが障害を有する場合 ○育児休業後に復職または復職の予定である ○兄弟姉妹が同一の保育所の利用を希望 ○地域型保育事業を受けていた児童 ○その他特に認める場合

【参考】市貝町の教育・保育施設の状況

※平成 26 年 4 月 1 日現在

	市貝小学校区	赤羽小学校区	小貝小学校区
公立保育所	1 カ所(80 名)		1 カ所(60 名)
私立保育所	1 カ所(60 名)	1 か所(100 名)	
私立幼稚園	1 か所(175 名)		
地域子育て支援センター	1 カ所		

※平成 29 年 4 月 1 日現在

	市貝小学校区	赤羽小学校区	小貝小学校区
公立保育所	1 カ所(80 名)		1 カ所(60 名)
私立保育所	1 カ所(60 名)	1 か所(120 名)	
私立認定こども園	1 か所(150 名)		
地域子育て支援センター	1 カ所		

(3) 教育・保育に関する量の見込み及び確保内容

需要量及び提供体制・確保方策

保護者の就労の多様化や核家族化により、低年齢児の保育ニーズが高くなっていることから、平成27年度の赤羽保育園移転に合わせ定員を増やすとともに、幼稚園から認定こども園への移行を推進することにより、3号認定子どもの定員増を行う予定です。

■提供体制・確保方策

(単位：人)		平成 25 年度の実績※4				平成 27 年度				平成 28 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		(教育希望)	(保育の必要性あり)			(教育希望)	(保育の必要性あり)			(教育希望)	(保育の必要性あり)		
		3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳
量の見込み (A) (必要利用定員総数)		164	168	28	77	116	137	37	112	112	133	35	109
広 域	受託 (B)	54	14	6	13	30	28	6	20	30	28	6	20
	委託 (C)	61	10	2	7	60	14	4	18	60	14	4	18
①必要利用定員総数 (A+B-C)		157	172	32	83	86	151	39	114	82	147	37	111
②確保の 内容	特定教育保育施設 (認定こども園、 幼稚園、保育所)※1	175	185	30	85	90	215	40	125	90	215	40	125
	確認を受けない 幼稚園※2												
	特定地域型保育事業 ※3												
②－①		18	13	△2	2	4	64	1	11	8	68	3	14

(単位：人)		平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号		1 号	2 号	3 号	
		(教育希望)	(保育の必要性あり)			(教育希望)	(保育の必要性あり)			(教育希望)	(保育の必要性あり)		
		3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳	3・5 歳		0 歳	1・2 歳
量の見込み (A) (必要利用定員総数)		109	130	34	106	79	128	15	96	76	129	15	97
広域	受託 (B)	30	28	6	20	30	28	6	20	30	28	6	20
	委託 (C)	60	14	4	18	60	14	4	18	60	14	4	18
①必要利用定員総数 (A+B+C)		79	144	36	108	49	142	17	98	46	143	17	99
②確保の内容	特定教育保育施設 (認定こども園、 幼稚園、保育所)	90	215	40	125	90	215	40	125	90	215	40	125
	確認を受けない 幼稚園												
	特定地域型保育事業												
②－①		11	71	4	17	41	73	23	27	44	72	23	26

※1 市町村から「施設型給付」(公費)の対象となると確認された施設。

※2 「施設型給付」の対象にならない、現行制度(私学助成)のままの幼稚園。

※3 市町村から「地域型保育給付」(公費)の対象となると確認された施設。

※4 平成25年度の実績は、平成26年3月現在。

(4) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園、幼稚園、保育所において、就学前の子どもに対する質の高い教育・保育の提供を推進するため、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要綱について理解を深めるとともに、研修や施設相互の交流等により教育・保育の質の向上に努めます。

幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続については、「幼保小連絡会」を中心に、関係職員が連携し、共通理解を図ることで、小学校就学を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

(5) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

0歳児の子どもを保護者が、保育所への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、希望する育児休業期間を途中で切り上げたりすることがないように、休業中の保護者に対してきめ細かな情報提供に努めるとともに、計画的な教育・保育施設、地域型保育事業の整備に取り組みます。

(6) 子どもに関する専門的な知識や技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実については、県が行う施策との連携を図るとともに、様々な研修に積極的に参加することにより、職員の能力向上に努め、町の実情に応じた子育て支援を展開していきます。

第2節 地域子ども・子育て支援事業に関する計画

(1) 区域

地域子ども・子育て支援事業に関する計画についても、教育・保育の提供区域と同様に、区域を設定するよう定められています。

現在の利用状況において、学区や行政区を越えた利用実態があり、また、地域子ども・子育て支援の区域設定については、教育・保育事業と共通の区域とすることが基本となることから、市貝町内を1区域として設定します。

(2) 事業一覧

	事業名	対象者
1	利用者支援に関する事業	保護者、妊婦等
2	時間外保育事業	保育認定を受けた子ども（0歳～5歳）
3	子育て短期支援事業	乳児から中学生までの子ども（※）
4	地域子育て支援拠点事業	小学校就学前の子ども及びその保護者
5	一時預かり事業	小学校就学前の子ども
6	病児・病後児保育事業	小学校就学前の子ども
7	放課後児童健全育成事業	小学1年生から小学6年生までの子ども
8	ファミリーサポートセンター事業	乳児から小学生までの子ども（※）
9	妊婦健康診査	妊婦
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児及びその保護者
11	養育支援訪問事業	支援が必要とされた子ども及びその保護者
12	多様な主体が制度に参入することを促進するための事業	事業者
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	事業者

※3「子育て短期支援事業」及び8「ファミリーサポートセンター事業」の対象者等については現時点の予定であり、今後検討を進めていくこととしています。

(3) 利用者支援に関する事業

①事業内容

子ども・子育て新制度において新たに位置づけられた事業で、子育て中の親子や妊婦などが教育・保育の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

②需要量及び提供体制・確保方策

利用者支援事業については、平成27年度からこども未来課窓口に1か所設置するとともに、今後必要に応じて体制の充実を図っていきます。

また、地域福祉総合相談センターにおいても子育てに関する相談や情報提供を行っています。

■提供体制

(単位:か所)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
提供体制	1	1	1	1	1

(4) 時間外保育事業（延長保育）

①事業内容

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所及び認定こども園等において通常の利用日及び利用時間を超えて保育を行う事業です。

②需要量及び提供体制・確保方策

延長保育は町内全ての保育所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。また、認定こども園の設置により、提供体制をさらに整備していく予定です。

■需要量及び提供体制

（単位：人）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	145	145	145	158	158
提供体制	145	145	145	158	158
提供体制(か所)	5	5	5	5	5

【平成 26 年度 延長保育の実施施設と時間】

区 分	実施施設	延長保育時間
公立保育所	市塙保育所 杉山保育所	午後6時00分 ～午後7時00分
私立保育園等	赤羽保育園 かみねの森保育園	

【平成 29 年度 延長保育の実施施設と時間】

区 分	実施施設	延長保育時間
公立保育所	市塙保育所 杉山保育所	午後6時00分 ～午後7時00分
私立保育園等	赤羽保育園 かみねの森保育園 認定こども園市貝たいう幼稚園	

(5) 子育て短期支援事業

①事業内容

子育て短期支援事業は、保護者の病気などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設その他養護を適切に行うことができる施設において必要な保護を行う事業です。

この事業には、「短期入所生活支援（ショートステイ）」事業と「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の2種類の事業があります。

②需要量及び提供体制・確保方策

ニーズ調査の結果では、子育て短期支援事業の需要はありませんでしたが、核家族やひとり親家庭への支援が必要とされている状況もあることから、平成28年度から町外事業所への委託により事業を実施するとともに、里親制度の活用についても検討していきます。

■需要量及び提供体制

(単位:人日/年 年間の延べ利用日数)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
提供体制	0	5	5	5	5
提供体制(力所)	0	1	1	1	1

(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

①事業内容

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、地域の子育て関連情報の提供、助言、子育てに関する講習などの援助を行う事業です。

②需要量及び提供体制・確保方策

市塙保育所 1 カ所で地域子育て支援センターを実施しており、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進しています。

■需要量及び提供体制

(単位: 人回/月 月間の延べ利用回数)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	884	884	884	125	125
提供体制	884	884	884	125	125
提供体制(か所)	1	1	1	1	1

【地域子育て支援センター】

名称	住所	開設時間	休館日
こあらぐみ (市塙保育所内)	市貝町大字市塙 1777-1	午前 9 時～午後 4 時	土日祝日 年末年始

※平成27年度実績(年間延べ利用者数) 1,506 人

※平成28年度実績(年間延べ利用者数) 1,501 人

(7) 一時預かり事業

①事業内容

一時預かり事業は、保育所などを定期的にご利用していない家庭において、保護者の病気や冠婚葬祭など一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に、保育所などで子どもを一時的に預かる事業です。

②需要量及び提供体制・確保方策

一時預かり事業は町内の3保育所で実施しているほか、認定こども園においても実施しています。

■需要量及び提供体制

(単位:人日/年 年間の延べ利用日数)

区 分			平成 27 年度	平成 28年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	幼稚園における在 園児を対象とした一 時預かり	1 号認定	314	304	296	1,463	1,463
		2 号認定	6,698	6,513	6,329	—	—
	その他による利用		1,220	1,167	1,139	427	427
提供体制			8,450	8,450	8,450	1,890	1,890
提供体制(か所)			4	4	4	4	4

【平成 26 年度 一時預かりの実施施設】

	実施施設
公立	市塙保育所
私立	赤羽保育園 かみねの森保育園 市貝たいよう幼稚園

【平成 29 年度 一時預かりの実施施設】

	実施施設
公立	市塙保育所
私立	赤羽保育園 かみねの森保育園 認定こども園市貝たいよう幼稚園

※平成 27 年度実績 1号:1,988人 その他:232人

※平成 28 年度実績 1号:1,477人 その他:612人

(8) 病児・病後児保育事業

①事業内容

病児保育事業は、児童が発熱等で急に病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

②需要量及び提供体制・確保方策

病児保育事業の確保にあたっては、平成27年度から済生会宇都宮病院で実施する病児保育の広域利用により提供体制を確保するほか、病後児保育（病気回復期にある児童の保育）については、近隣市町との連携により対応していきます。

また、小児科病院の誘致に向けた検討と合わせて、病児保育事業に対する需要を調査するなど、病児保育施設の整備について検討を進めます。

■需要量及び提供体制

(単位:人日/年 年間の延べ利用日数)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	60	60	60	60	60
提供体制	60	60	60	60	60
提供体制(か所)	2	2	2	0	1

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して放課後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

②需要量及び提供体制・確保方策

町では、平成22年度から対象児童を小学6年生までに拡大しているほか、平成26年度からは、小貝小学校区に放課後児童クラブを開設し、各小学校区において放課後児童健全育成事業を実施しています。

近年の家族形態や就労形態の多様化などを背景とした放課後児童クラブに対するニーズの高まりに伴い、特に赤羽小学校区では、事業を実施する場所の確保が緊急の課題となっています。このような状況を踏まえ、旧赤羽保育所跡地を活用した、施設の整備を進めます。

■需要量及び提供体制

(単位:人)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(1～3年生)	152	148	145	133	128
量の見込み(4～6年生)	60	59	58	61	60
提供体制	215	215	215	202	202
提供体制(力所)	4	4	4	5	5

【放課後児童クラブの開設場所と時間】

※平成 26 年4月現在

クラブ名(学区)	開設場所	保育時間
あおばクラブ(市貝小) どんぐりクラブ(赤羽小) ひまわりクラブ(赤羽小) きぼうの丘学童クラブ(小貝小)	市貝町保健福祉センター ふれあい館 赤羽小学校・ふれあい館 旧小貝中央小学校	・通常期(学校開校日): 授業終了後～午後7時00分 ・土曜日: 午前7時30分～午後6時00分 ・長期休業期間: 午前7時30分～午後7時00分

※平成 29 年4月現在

クラブ名(学区)	開設場所	保育時間
あおばクラブ(市貝小) どんぐりクラブ(赤羽小) ひまわりクラブ(赤羽小) ひまわりクラブ B(赤羽小) きぼうの丘学童クラブ(小貝小)	市貝町保健福祉センター ふれあい館 赤羽小学校 赤羽小学校 旧小貝中央小学校	・通常期(学校開校日): 授業終了後～午後7時00分 ・土曜日: 午前7時30分～午後6時00分 ・長期休業期間: 午前7時30分～午後7時00分

(10) ファミリーサポートセンター事業

①事業内容

ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の児童のいる子育て家庭を対象に、育児の支援を受けたい人（利用会員）と、育児の支援が行える人（提供会員）との「相互援助活動」に関する連絡、調整を行う事業です。

具体的な援助活動としては、保育施設への送迎、放課後の預かり、冠婚葬祭や緊急時の一時預かりなどがあります。

②需要量及び提供体制・確保方策

ニーズ調査の結果では、ファミリーサポートセンター事業の需要はありませんでしたが、自由意見等で設置の要望もあることから、平成28年度から市貝町ファミリーサポートセンターを設置し、事業を開始しています。

■需要量及び提供体制

(単位:年間利用件数)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0	0	0	10	10
提供体制	0	30	30	10	10
提供体制(力所)	0	1	1	1	1

(11) 妊婦健康診査

①事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業です。健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施します。

②需要量及び提供体制・確保方策

国が示す妊婦健診の実施基準に基づき、最大14回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

■需要量及び提供体制

(単位:人回)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	80	78	76	1,092	1,092
提供体制	1,120	1,092	1,064	1,092	1,092

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師、助産師などが直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供を行うとともに、各家庭の養育環境を把握する事業です。

本事業で継続的な支援が必要と判断された家庭については、養育支援訪問事業による支援を実施しています。

②需要量及び提供体制・確保方策

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を保健師や助産師などが訪問し、子育てに関する相談などの支援を行います。

■需要量及び提供体制

(単位:人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	83	80	78	76	76
提供体制(実施率:%)	83 (100)	80 (100)	78 (100)	76 (100)	76 (100)

(13) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

①事業内容

養育支援訪問事業は、子育てに対する不安や孤立感を抱える家族や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭が抱える養育上の問題の解決、軽減を図る事業です。

②需要量及び提供体制・確保方策

乳児家庭全戸訪問事業で支援が必要であると判断された家庭について、訪問支援による助言・相談を行うとともに、必要に応じて、要保護児童地域対策協議会を開催し、支援の方法等について検討を行います。また、関係機関との連携強化にも取り組みます。

■需要量及び提供体制

(単位:人)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	10	10	10	10	10
提供体制	10	10	10	10	10

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼稚園や保育所、地域型保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園や保育所、地域型保育等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後、民間事業者の参入することに関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園や保育所、地域型保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。

新規事業のため、国の動向などを踏まえながら、事業の実施について検討します。

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や保育所等に対して保護者が支払うべき日用品・文房具等の物品の購入に必要な費用や、行事への参加に必要な費用等の上乗せ徴収を行う場合、保護者の世帯の所得の状況に応じて、その費用を助成する事業です。

新規事業のため、国の動向などを踏まえながら、事業の実施について検討します。

第3節 母子保健医療対策の充実

第1項 子どもや保護者の健康の確保

(1) 妊娠期からの健康の確保と知識の普及啓発

【現状】

町では母子健康手帳交付時に、子育て支援に関する情報提供をするとともに、妊婦健康診査、妊産婦医療費助成等のサービスについて説明しています。また、妊娠届出書の中にアンケートを盛り込み点数化し、支援につなげています。

【課題】

妊娠期の健康の確保は、胎児への影響も大きいいため妊娠期から継続した支援体制の整備が必要です。また近年、妊娠届出数が減少する中で、妊婦健康診査未受診での飛び込み出産、不妊治療による妊娠、高齢出産など支援が必要なハイリスク妊婦が増えています。

【施策】

今後も母子健康手帳交付時にアンケートを実施し点数化し、個別支援が必要な妊産婦には電話相談、家庭訪問等実施していきます。また、妊婦健康診査や妊産婦医療費助成の制度についても広く周知を図っていきます。

また、健やかな子どもを育てるために、妊娠中の生活や出産後の育児についてマタニティ講座（ママパパ学級）を通して啓発し、参加者同士の交流を推進していきます。

(2) 乳幼児健康診査・療育相談体制の充実

【現状】

乳幼児健康診査では、乳幼児の疾病や障害の早期発見と早期療育、成長・発達の評価、保護者への育児支援を行っています。必要に応じて二次健康診査や医療機関での精密検査、ことばの教室（発達相談）を紹介しています。

また、健康診査受診時に養育環境、子育てに関する悩みやストレスの把握を行い、必要に応じて臨床心理士による心の健康相談等紹介をし、虐待の予防・早期発見に努めています。

【課題】

核家族や少子高齢化の進行、地域の関係性の希薄化などにより、育児を取り巻く環境は大きく変化しています。その結果、育児の不安や悩みを抱く家庭が増加し、ますます支援が必要な家庭が増加すると指摘されています。そのため、関係機関と連携をし、切れ目のない支援体制を整備していくことが課題となっています。

【施策】

今後も民生委員、主任児童委員や保育園、幼稚園や学校等関係機関との連携を密にし、相談体制の充実、子育てに関する情報提供の整備を図っていきます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【現状】

助産師及び保健師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるため、乳児家庭全戸訪問事業を実施しています。

【課題】

産後の母体管理において、メンタル面での支援が必要な産婦が増加しています。

【施策】

今後も、子ども医療の手続きの際に乳児家庭全戸訪問事業について説明し、事業の周知を図っていきます。また、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るために、助産師、保健師、主任児童委員が連携し対応に努めていきます。

(4) マタニティ講座（ママパパ学級）の充実

【現状】

妊娠・出産について学び、健やかな子どもを育てていくことを目的に実施しています。平成24年度までは母親学級でしたが、平成25年度からはママパパ学級に変更し両親揃って参加しやすい休日に開催しています。また、参加者同士の仲間づくりを支援しています。

【課題】

妊娠届出の減少に加え、産院で母親学級を受講する妊婦が増えています。そのため、町で実施するママパパ学級の参加者が少ない傾向にあります。

【施策】

妊娠中からお互いをいたわり、夫婦で協力して育児参加できるように、ママパパ学級の内容の充実に努めていきます。また、出産育児という共通の話題を通し、仲間づくりの場として利用してもらえるように働きかけていきます。

第2項 食育の推進

(1) 食に関する学習機会の充実

【現状】

町では、食生活改善推進員による「食に関する学習会」を実施しています。親子の食育事業、健康教室、乳幼児健診の際の試食提供などを通して食育の大切さを伝達しています。また平成24年度からは、学童を対象に食育講話・調理実習を実施しています。

【課題】

現在、ライフスタイルの多様化、食生活の欧米化などにより、小児の肥満・生活習慣病が問題視されています。また、若い世代のやせ思考といった問題も取りざたされています。そ

のため、小さい頃からの発達段階に応じた「食に関する学習の機会や情報提供」を進めることが必要です。

【施策】

全ての保育所（園）において、給食その他保育活動を通して「食育」を推進します。さらに児童・生徒が望ましい食習慣を見につけ、将来にわたって健康な生活を送ることができるよう、小中学校等で栄養教諭を活用した指導体制の整備や家庭と連携した取り組みの推進を図っていきます。

第3項 学童期・思春期からの保健対策の推進

（1） 性に関する正しい知識の普及

【現状】

心身ともに成長が著しく、人格形成にとって重要な時期である思春期において、性の問題と生命の大切さを認識してもらうための健康教室を実施し、正しい知識の普及を図っています。

【課題】

女性が性に関する正しい知識を取得し、互いの性を尊重する教育の充実と意識啓発を進めて行くことが大切です。

【施策】

小学校から中学校にかけて、これまでも性に関する教育は実施してきましたが、今後も保健と教育の現場での連携をさらに充実させ性教育の推進を図っていきます。

（2） 思春期相談・教育体制の充実

【現状】

町では、学校や保健福祉センターと連携し、小中学校への性に関する相談や保護者への情報提供及び相談を実施しています。また、平成14年度より中学生を対象とした思春期教室を実施しています。

【課題】

成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期であり、保護者をはじめとして周囲の人たちが思春期の特性を十分理解して子どもたちに接することが必要です。

【施策】

思春期の子どもを持つ親の学習機会の提供と支援体制の整備を図るとともに、地域全体で思春期問題に対応できるよう普及啓発に努めます。

（3） 性感染症の学習の充実

【現状】

20歳未満の性感染症（淋病、性器クラミジア感染症等）の罹患率も増加しており、骨盤

内感染症、母子感染、不妊症の原因となるなど、生涯を通じて女性の健康を脅かす結果となります。

【課題】

性感染症に伴う負担は、男女のからだの解剖学的、生理学的な差異から、男性から女性への感染率が高く、重症化の傾向が強いことが指摘されており、課題となっています。

【施策】

性感染症に対する学習の機会を設け、実施していきます。また、エイズ等の性感染症等の問題に対応するため、学習時間の拡大や、指導にあたる人材の質の向上に努めていきます。

第4項 小児医療の充実

(1) 小児医療の充実

【現状】

県では、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、総合周産期母子医療センターを核として、総合的な小児医療体制の整備を進めています。

また、夜間の小児一次救急医療を確保するため、平成16年度からは芳賀郡市医師会の協力を得て、芳賀地区急患センターにおいて小児科夜間救急診療を実施しています。

そのほか、町独自で「いちかいもしもし相談」ダイヤルを開設し、医師や看護師など医療スタッフによる相談を24時間体制で受け付けています。

【課題】

小児の医療体制については、生活の多様化や女性の社会進出等を背景に、ますます必要性が高まることが予想されています。

【施策】

町内の開業医との連携強化に加え、芳賀地区急患センター、いちかいもしもし相談、県で実施しているとちぎ子ども救急電話相談等の周知をしていきます。

(2) 周産期医療体制の充実

【現状】

妊娠後期から出産後1週間までの周産期における中毒症や未熟児の医療体制が不十分であり、高度医療が整っている獨協医科大学付属病院、自治医科大学付属病院で対応しています。

【課題】

先天異常等の疾患は、医療技術の進歩から周産期にその大多数の病態把握が可能となり、周産期における治療の重要性が高まっています。

【施策】

母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するため、一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制の確保を栃木県に要望していきます。

第5項 不妊に対する支援

(1) 不妊治療に対する支援

【現状】

県では平成15年10月1日から「栃木県不妊専門相談センター」が開設され、不妊に関する悩みについて助産師と医師が無料で相談を受けています。さらに不妊や流産に悩む方のためのグループ相談会を開催しています。また、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、指定医療機関において体外受精又は顕微授精を実施された御夫婦を対象に、その治療費の一部を助成する特定治療支援事業を実施しています。町では平成22年4月から不妊治療費の一部を助成しています。

【課題】

治療効果が得られない夫婦に対する支援や、治療を受けた後の妊娠・出産に対するサポートなど精神的な支援が求められています。

【施策】

今まで町の助成対象になるのは第1子のみでしたが、平成27年度より第2子以降の治療も対象となります。そのためPRを行い、経済的負担の軽減に努めていきます。また、必要時「栃木県不妊専門相談センター」を紹介していきます。

資 料 編

市貝町子ども・子育て会議条例

(平成25年条例第25号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条1項の規定に基づき、市貝町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、子ども・子育て会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

市貝町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

番号	氏 名	所 属
1	有 村 大 士	日本社会事業大学准教授、委員長
2	大 貫 宏 衛	市貝町教育長、副委員長
3	岩 崎 英 男	文教経済常任委員会委員長
4	大 畑 耕 兵	市貝町民生委員協議会会長
5	五月女 久 子	市貝町主任児童委員
6	五月女 耕 一	市貝町校長会長
7	栗 田 康 子	市貝町立市塙保育所長
8	籾 平 慶 志	赤羽保育園保護者会長
9	平 野 颯 二	杉山保育所保護者会長
10	高 野 光 一	市貝町社会福祉協議会事務局長
11	野 村 初 恵	赤羽学童クラブ保護者会代表
12	佐 藤 広 志	学校法人市貝学園理事長
13	水 沼 桂 子	NPO法人いちかい子育てネット羽ばたき理事長
14	岩 村 さおり	市貝たいよう幼稚園PTA副会長
15	松 岡 あゆみ	公募委員

市貝町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 超少子・高齢社会が現実なものとなって行く下で、地方分権が推進されてきており、高齢者、障害者及び児童の福祉の向上について、従来のように国や都道府県にならって個別に計画を策定し、施策を講ずることには、自ら限界が認められる。

近年、地域における相互扶助システムが十全に機能しなくなったと言われる中で、高齢者、障害者及び児童が住み慣れた地域において、安全で安心して、豊かにいきいきと生きがいを持って暮らして行けるようにすることは、行政の喫緊の課題である。

そこで、市貝町地域福祉計画、市貝町高齢者総合保健福祉計画、市貝町障害者福祉計画、及び市貝町子ども・子育て支援事業計画（以下「福祉総合計画」という。）を横断的一体的に策定することとし、必要な事項を調査審議するため、市貝町地域福祉総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉総合計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、福祉、介護、障害、子ども・子育ての各関係者、学識者及び公募に応じた者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、計画策定が完了する日をもって終了する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、第2条の所掌事務に係る事項について、より詳細な調査、検討を行う必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、無償とする

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

市貝町地域福祉総合計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

番号	氏 名	所 属
1	小 沢 岩 夫	総務民生常任委員会委員長
2	川 堀 哲 男	総務民生常任委員会副委員長
3	岩 崎 英 男	文教経済常任委員会委員長
4	小 堀 齊	文教経済常任委員会副委員長
5	大 畑 耕 兵	市貝町民生委員会協議会会長
6	高 野 光 一	市貝町社会福祉協議会事務局長
7	倉 持 久美子	特別養護老人ホーム杉の樹園施設長
8	矢板橋 敦	市貝町地域包括支援センター社会福祉士
9	鈴 木 勘 也	市貝町身体障害者福祉会会長
10	石 崎 智	市貝町障害程度区分市町村審査会長(光輝舎副施設長)
11	佐 藤 広 志	学校法人市貝学園理事長、策定委員会副委員長
12	籾 平 慶 志	赤羽保育園保護者会長
13	小 野 敏 明	学識経験者、策定委員会委員長
14	山 口 幸 照	学識経験者
15	岡 田 光 子	岡田内科クリニック院長
16	松 岡 あゆみ	公募委員
17	石 川 文 治	公募委員
18	水 沼 桂 子	公募委員
19	黒 澤 真 治	公募委員
20	澤 田 邦 子	公募委員

市貝町地域福祉総合計画策定委員会部会設置要領

(設置)

第1条 市貝町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱第6条の規定に基づき市貝町地域福祉計画、市貝町高齢者総合保健福祉計画、市貝町障害者福祉計画、及び市貝町子ども・子育て支援事業計画を策定するため、それぞれに部会を設置する。

(組織)

第2条 部会は、町長が指名する者をもって組織する。

(部会長)

第3条 部会に部会長1人を置き、会議の座長を務める。

(会議)

第4条 会議は、健康福祉課又はこども未来課が招集する。

2 会議は、必要に応じ関係者の出席要求、及び関係団体へのヒアリングを行う事ができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、各計画を担当する健康福祉課及びこども未来課において処理する。

(報酬)

第6条 部会に出席した者の報酬は、無償とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、その都度協議して定める。

子ども・子育て支援事業計画策定部会名簿

(順不同・敬称略)

番号	氏 名	所 属
1	有 村 大 士	日本社会事業大学准教授、部会長
2	和 田 一 郎	(社福)恩賜財団日本子ども家庭総合研究所主任研究員
3	高 野 光 一	市貝町社会福祉協議会事務局長
4	杉 田 円	赤羽学童クラブ指導員
5	園 部 緑	市貝町立杉山保育所長
6	眞 中 真 里	赤羽保育園長
7	石 河 博 子	かみねの森保育園長
8	渡 辺 洋 子	市貝たいよう幼稚園長
9	松 岡 あゆみ	公募委員
10	馬 籠 友 美	市貝町保健師

市貝町子ども・子育て支援事業計画策定経過

日時	名称	検討内容
平成 26 年 3 月 28 日	第 1 回子ども・子育て会議	①子ども・子育て支援新制度の概要 ②子ども・子育て会議について ③子ども・子育て支援事業計画について
平成 26 年 6 月 19 日	第 1 回策定委員会	①地域福祉計画について ②障害者福祉計画について ③高齢者総合福祉計画について ④子ども・子育て支援事業計画について
平成 26 年 8 月 7 日	第 1 回策定部会	①子ども・子育て支援新制度について ②子ども・子育て支援事業計画について ③子育て関連団体へのヒアリングの結果について ④子ども・子育て支援事業について
平成 26 年 8 月 11 日	第 2 回子ども・子育て会議	①新制度に係る各種基準について ②子ども・子育て支援事業の実施状況及び ニーズ量について ③子ども・子育て支援事業計画について
平成 26 年 11 月 6 日	第 2 回策定委員会	①地域福祉総合計画について (各計画の方針や進捗状況について) ②基本理念について
平成 26 年 12 月 10 日	第 2 回策定部会	①地域福祉総合計画について ②基本理念について ③子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと 確保方策について
平成 26 年 12 月 25 日	第 3 回策定部会	①基本理念について ②章立て及び内容について
平成 27 年 2 月 10 日	第 3 回策定委員会	①計画の素案について
平成 27 年 2 月 20 日	第 4 回策定部会	①計画の素案について ②パブリックコメントの実施について
平成 27 年 3 月 24 日	第 3 回子ども・子育て会議	①パブリックコメントの結果について ②利用定員について ③利用者負担額について
平成 27 年 3 月 25 日	第 4 回策定委員会	①各計画の最終確定について

市貝町子ども・子育て支援事業計画
平成27年3月策定

編集・発行	市貝町こども未来課 〒321-3493 栃木県芳賀郡市貝町大字市塙 1280 番地 TEL0285-68-1119 FAX0285-68-1172
調査・編集	特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 3 番 27 号ロリエ市ヶ谷 3 階 TEL03-5225-0237